

公益社団法人日本トライアスロン連合 情報開示規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本トライアスロン連合（以下、「JTU」という。）の定款第42条、第53条、第54条、第55条及び第56条の規定に基づき、情報を開示するに際しての必要な事項を定める。

(JTUの責務)

第2条 JTUは、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報開示することの趣旨を尊重するとともに、JTU定款が規定する会員（以下、「会員」という。）及び関係者の個人情報保護に留意しなければならない。

2. JTUが共催する事業の情報公開にあたっては、共催団体及び組織の関連規程を尊重しなければならない。

3. JTUのホームページ（以下、「ホームページ」という。）に開示されている情報について、修正・削除等の要求があった場合、内容を確認し、要求の部分を修正・削除するものとする。

(利用者の責務)

第3条 この規程により文書の開示を申し出ようとする者は、公益社団法人の本旨に則り適正な申し出をするとともに、情報の開示により得た情報を適正に使用しなければならず、また本規程により保障された権利を濫用してはならない。

第2章 情報の開示

(開示の申出手続)

第4条 文書の開示の申出（以下、「開示申出」という。）は、別表（様式1）に定める書面（以下、「開示申請書」という。）をJTUに提出するものとする。

(文書の原則開示)

第5条 開示申出に係る文書に、次の各項・各号に掲げる情報（以下、「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、原則当該文書を開示するものとする。

(1) JTUが行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある次の項目

ア 会員又は関係者の個人情報

イ 監査、検査、調査研究に関すること

ウ J T U協力企業・団体及びJ T U事業に関連する地方公共団体等との契約、交渉又は争訟に関すること

エ 人事管理及びその確保に係ること

(2) 当該第三者の意見聴取により、開示することができないと認められる情報

(3) 公にしないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として、公にしないこととされている情報

(4) 法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報

(文書の部分開示)

第6条 J T Uは、開示申出に係る文書の一部に不開示情報がある場合、不開示情報の部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた文書を開示するものとする。

(文書の存否に関する情報)

第7条 開示申出者に対し、当該開示申出に係る文書が存在している旨を応答することで、不開示情報を開示することとなる場合には、J T Uは、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否するものとする。

(文書の開示方法)

第8条 文書の開示は、J T Uが指定する日時及び場所で行う他に、該当文書写しの郵送又は電磁的記録の送信によるものとする。

(費用の負担)

第9条 この規程による文書の開示申出に関し、送料・複写料等の費用が生じた場合、情報開示請求者に対しその費用を請求することができる。

第3章 不服の申し出

(不服の申出)

第10条 不服の申出（以下、「不服申出」という。）は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に別表（様式2）に定める書面（以下、「不服申立書」という。）をJ T Uに提出するものとする。

第4章 補則

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、J T U会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、2017年（平成29年）5月26日より施行する。

<別表>

様式1 <開示申請書>

所在地：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-3-8 第二栄来ビル 6階

宛先：公益社団法人日本トリアスロン連合

会長 ○○○○ 殿

申請月日：平成 年 月 日

申請者： (印)

申請者住所 〒

電話番号（昼）：

電話番号（夜）：

私（申請者）は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

さらに、本情報は前述の使用目的に限定するもので、電子情報形式等で不特定多数に公開することはいたしません。なお、申請者本人であることを証明する書類を求められた場合は別途提出いたします。

記

1. 閲覧・謄写の対象
2. 調査目的など
3. 閲覧・謄写の必要性
4. 許可申請内容

様式2 <不服申立書> *宛先、申請人は、<様式1>と同様とする。

私（申立者）は、この度の情報開示拒否（又は、部分開示、他）について、下記の理由から不服を申し立てます。

記

1. 不服申出の趣旨及びその理由